

## 競争参加者の資格に関する公示

**別表公示一覧**に係る工事は、地域維持型建設共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第72条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月18日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- 1 工事名 **別表公示一覧のA欄**
- 2 工事場所 当該工事の入札公告のとおり
- 3 工事内容 当該工事の入札公告のとおり
- 4 資格審査申請書の申請方法

### (1) 受付期間

**別表公示一覧のB欄**（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、受付期限の翌日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

### (2) 提出先

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011-709-2311 内線5480）  
メールアドレス hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

### (3) 提出方法

(2)の提出先に電子メール、持参又は書留郵便により提出すること。

## 5 共同企業体の構成員の数、資格要件等

### (1) 構成員の数は、2～5社とする。

### (2) 構成員の組合せ

次のア～エの要件を満たす組合せとする。

ア 北海道開発局における工事区分及び等級区分「**別表公示一覧のC欄、D欄**」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者の組合せとし、少なくとも建設業法の「土木工事業」の許可を受けている者を1社含むこと（※注1）。ただし、事業協同組合については、各経済産業局長等が官公需適格組合として証明した者については構成員として認める。

なお、当該資格の決定を受けていない者の場合は、開札の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（アの再決定を受けた者を除く。）。

ウ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が3年未満であっても、これを同等として取り扱うことができる。

(3) すべての構成員は、本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所が一定の地域内に所在すること。（※注2）

(4) 出資比率 要件

地域維持型建設共同企業体協定書（甲）により結成された地域維持型建設共同企業体（以下「甲型の地域維持型建設共同企業体」という。）は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。

また、地域維持型建設共同企業体協定書（乙）により結成された地域維持型建設共同企業体（以下「乙型の地域維持型建設共同企業体」という。）については、分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(5) 代表者の要件

「土木工事業」の許可を受けている者の中から、構成員において決定された者とする。

なお、工事区分の等級が異なる者による組合せの場合には、代表者は、土木工事業の許可を受けており（※注3）、かつ当該工事区分の上位等級の者の中から、構成員において決定された者とする。

6 競争参加資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

7 結成できる数

一の企業が、本局及び各開発建設部ごとに結成し、資格があると決定を受けることができる地域維持型建設共同企業体は、1の組合せによるものとする。ただし、共同企業体が結成する工事区分を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、2の組合せまでとすることができる。

地域維持型建設共同企業体の構成員について、異なる組合せの地域維持型建設共同企業体の構成員として契約締結中の工事がある場合にあっては、当該工事と資格審査の対象である工事の工期に重複がないことが明らかなときで、北海道開発局長が必要と認める場合には、地域維持型建設共同企業体として資格があると決定を受けることができる。

また、単体企業、経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体と地域維持型建設共同企業体の同時結成は可能である。

## 8 資格審査申請書類

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体） 1部

イ 地域維持型建設共同企業体協定書（副本） 1部

### (2) 申請書類の作成に用いる言語 日本語

### (3) 申請書類の入手方法

申請書類は、次のアドレスにアクセスして得ること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

## 9 5(2)アの条件を満たしていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

5(2)アの条件を満たしていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も4により申請することができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が決定されるためには、5(2)アの条件を満たしていない構成員が、その条件を満たすことが必要である。ただし、5(2)アの条件を満たしていない構成員が、当該工事に係る開札の時までに5(2)アの決定を受けていないときは、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと決定する。

## 10 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

## 11 その他

(1) 共同企業体の名称は、「〇〇〇〇工事（当該工事名） □□・△△・××地域維持型建設共同企業体」とする。

(2) 共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて当該工事を発注する者が別に公告する競争参加資格の確認を受けること。

(3) 申請手続の照会先は、次の場所とする。

北海道開発局事業振興部工事管理課

(4) 甲型又は乙型のいずれかの地域維持型建設共同企業体として申請すること。

※注1 当該工事の工事区分が「電気」である場合は、「少なくとも建設業法の「土木工事業」の許可を受けている者を1社含むこと」の要件は適用しない。

※注2 「本店、支店又は営業所」と「一定の地域内」については、当該工事の入札公告に示すところによる。

※注3 当該工事の工事区分が「電気」である場合は、「代表者は、土木工事業の許可を受けており」の要件は適用しない。

別表公示一覧

| No. | A<br>工事名                   | B<br>申請受付期間                 | C<br>工事区分 | D<br>等級区分 | (参考)<br>発注部局 |
|-----|----------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|
| 1   | 一般国道39号 上川町 層雲峡道路維持除雪外一連工事 | 令和7年7月18日    ~    令和7年7月29日 | 維持        | 無し        | 旭川開発建設部      |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |
|     |                            |                             |           |           |              |